

2022 年度 第 2 回須坂市男女共同参画推進委員会 議事録(要旨)

○開催日時・場所

2022 年 12 月 20 日(火) 18:00～19:20

場所 須坂市人権交流センター 2 階会議室

○出席者

委員：黒岩七女 委員(会長)、内田和彦 委員(副会長)、荻原公和 委員、
竹前美枝子 委員、湯本か代子 委員、嶋倉徳子 委員 市川育雄 委員 7 名
(欠席した委員：関谷俊生委員、菊池よし子委員、岡部麻里絵委員 3 名)

事務局：滝澤社会共創部長、土屋人権同和・男女共同参画課長、
高瀬男女共同参画推進係長、株式会社名豊 政策事業部 池上次長

○配布資料(別添)

資料 1 第六次須坂市男女共同参画計画の策定について

資料 2 今後のスケジュールについて

【協議事項】

資料 1 及び資料 2 について、事務局から説明を行った。

これに対し、委員から意見・質問が出されたが、原案どおり承認された。

委員から出された意見・質問の概要は次のとおり。

◎資料 1 について

(委員) 第五次計画策定の時には、計画のほかにダイジェスト版を作成してもらった。そこに「男女共同参画」や、「男女共同参画社会」の説明文が入っていた。今回もそういった説明を入れていただければより市民に分かりやすくなる。

また、行政用語など、読んで理解できないものもあるので、市民に分かりやすい用語集を入れていただきたい。

(委員) 私たちの年代では、辞書片手でないと理解できない内容が沢山あった。わかりやすく表示していただきたい。

(●事務局) 今回もダイジェスト版を作成するので、そこに記載したり、行政用語や横文字など、巻末に用語集を入れ、わかりやすくなるようにします。

(委員) 基本的には具体的にどうするかだと思うが、例えば P23、DV 防止の現状と課題の中で、関係機関と連携し…と記載されている。P24 の相談体制のところでは、具体的な事業所名が記載され、それぞれ連携するとある。P25 の高齢者が安心して暮らせる環境づくりでは、関係する団体などが連携…とあり、団体名が記載されている箇所とない箇所がある。それぞれの具体的施策の中で、どのような団体と連携していくのか記載があれば、市民により分かりやすくなると感じた。

(●事務局) 今後開催予定の第 3 回男女共同参画推進庁内連絡会の中で、各課に確認し、

具体的な団体、機関名を入れるようにします。

(委員) 緻密ないい計画だと思う。これをしっかり実行していただければ、男女格差問題がなくなると感じました。啓発活動は手をゆるめることなく、続けることが大事。来年2月のいきいきフォーラムのように、身近な有名人を呼ぶと、気軽に来れるので、こういう活動をしていただくと、市民が参加しやすくなる。地道な活動をお願いしたい。

2022 年度 第 2 回須坂市男女共同参画推進委員会次第

日時 2022 年 12 月 20 日(火)

18:00～19:30(予定)

場所 人権交流センター 2 階

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 第六次須坂市男女共同参画計画の策定について (資料 1)

(2) 今後のスケジュールについて (資料 2)

(3) その他

4 そ の 他

5 閉 会

第六次須坂市男女共同参画計画 【 素案 】

令和 4 年(2022 年) 12 月

はじめに

令和5年（2023年）●月

長野県須坂市長 ●● ●●

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の背景	2
3	計画の位置づけ	4
4	計画の期間	5
5	計画の策定体制	5
6	男女共同参画の推進における基本理念	5
第2章	計画の基本目標	6
1	基本目標	6
	基本目標1 男女共同参画の意識づくり	6
	基本目標2 女性が活躍できる環境づくり【女性活躍推進】	6
	基本目標3 安心して暮らせる地域づくり	6
2	計画の体系	7
第3章	計画の内容	8
1	男女共同参画の意識づくり	8
2	女性が活躍できる環境づくり【女性活躍推進】	12
3	安心して暮らせる地域づくり	21
第4章	計画の推進のために	28
第5章	資料	29

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国においては、平成 11 年(1999 年)に「男女共同参画社会基本法^{*}」が施行され、その前文において、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。平成 12 年(2000 年)にはこの法律に基づく初めての国の計画として「男女共同参画基本計画」が策定され、以降 5 年ごとの改定を行いながら総合的かつ計画的に施策を推進しています。

須坂市は、平成 22 年(2010 年)12 月に「須坂市女と男がともに参画する社会づくり条例」を施行、平成 30 年(2018 年)に「第五次須坂市男女共同参画計画」を策定し、^{ひと}女と^{ひと}男がともに参画する社会づくりを推進するため、一人ひとりが互いに尊敬しあい、家庭や学校、職場、地域などでそれぞれの個性と能力を十分発揮できるよう、市・市民・事業者が協働して取り組むことを目指してきました。

さらに、地方創生や平成 27 年(2015 年)に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法^{*}」という。)に伴い、女性の社会進出の推進や労働参加率の向上などにも努めてきました。

このような取組により、男女共同参画に関する市民の理解は深まりつつあるものの、依然として、性別に基づく固定的な役割分担意識の存在や平等意識の浸透率の低さなど女性を取り巻く問題は多く、取り組むべき課題は今もなお多くあります。また、令和元年度(2019 年度)に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活や雇用に大きな影響を与えていますが、これまでの働き方や生活様式を見直す転機ともなっており、これから先の男女共同参画社会の実現に向け新たな可能性を見出しつつあります。

こうした中で、「第六次須坂市男女共同参画計画」は、これまでの須坂市の計画を引き継ぎ、令和 2 年度(2020 年度)に公表された国の第 5 次男女共同参画基本計画及び令和 3 年(2021 年)の第 5 次長野県男女共同参画計画の内容を踏まえつつ、社会情勢の変化等も考慮し、新たな課題や取り組むべき施策を明らかにし、市民・行政・地域・市民活動団体・事業所など様々な立場の皆さんと課題を共有し、力を合わせながら目標の達成に向けて総合的、また計画的に男女共同参画を進めていくために策定するものです。

2 計画の背景

(1) 国際的な動き

世界では、国際連合が提唱した昭和 50 年(1975 年)の国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における世界行動計画の採択をはじめ、様々な取組が展開されています。昭和 54 年(1979 年)には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、日本も昭和 60 年(1985 年)に批准しています。

また、平成 27 年(2015 年)には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ※」が採択され、17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs※）」が掲げられました。

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール（目標）、ターゲットを設定していますが、17 の目標の中には、「ゴール5 ジェンダー※ 平等を実現しよう」等、本計画と関連した目標が盛り込まれています。

持続可能な開発目標（SDGs）



(2) 国の動き

昭和 50 年(1975 年)に国際婦人年世界会議で「世界行動計画」が採択されたことを踏まえ、国は、昭和 52 年(1977 年)に「国内行動計画」を策定し、順次、男女共同参画に関する法律などの整備を進めてきました。

平成 11 年(1999 年)には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この法律では男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国における最重要課題として位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会を形成するための施策を推進することが重要であるとしています。この法律に基づき、平成 12 年(2000 年)には「男女共同参画基本計画」を、その後、5 年ごとに基本計画が策定されています。令和 2 年(2020 年)に「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、この計画においては、めざすべき男女共同参画社会の形成の促進を図るため、4 つの社会、①男女が個性と能力を発揮できる多様性に富んだ社会、②男女の人権が尊重される社会、③仕事と生活の調和が図られた社会、④国際的な評価を得られる社会が改めて提示されています。

(3) 長野県の動き

長野県では、平成 11 年(1999 年)6 月に制定された「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、平成 14 年(2002 年)12 月に「長野県男女共同参画社会づくり条例」を制定し、男女共同参画社会づくりに関する基本理念、県・県民・事業者の責務を明らかにしました。以来、概ね 5 年ごとに男女共同参画計画の改定を行い、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的・計画的に推進してきました。

これまでの取組により、県の審議会等における女性委員の割合が、全国でも上位に位置するなど、女性の活躍は様々な分野で徐々に進んできていますが、一方でいまだに家庭や地域社会、職場等あらゆる場面で固定的性別役割分担意識が根強く残り、ひとり親家庭等の経済的な課題、DV や性暴力、ワーク・ライフ・バランスの理想と現実の乖離、自殺の増加など、男女とも生きづらさが解消されていないのが現状です。

また、少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少、経済・社会のグローバル化の進展、家族形態やライフスタイルの多様化など、社会経済情勢は大きく変化しています。さらに、平成 27 年(2015 年)8 月には「女性活躍推進法」が成立し、女性の活躍に向けた取組が社会全体に広がっています。

こうした状況やこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、「県民一人ひとりが、性別によって制約されることなく、より伸びやかにくらせる長野県」の実現に向け、長野県男女共同参画計画(第 5 次)が令和 3 年(2021 年)に策定されています。

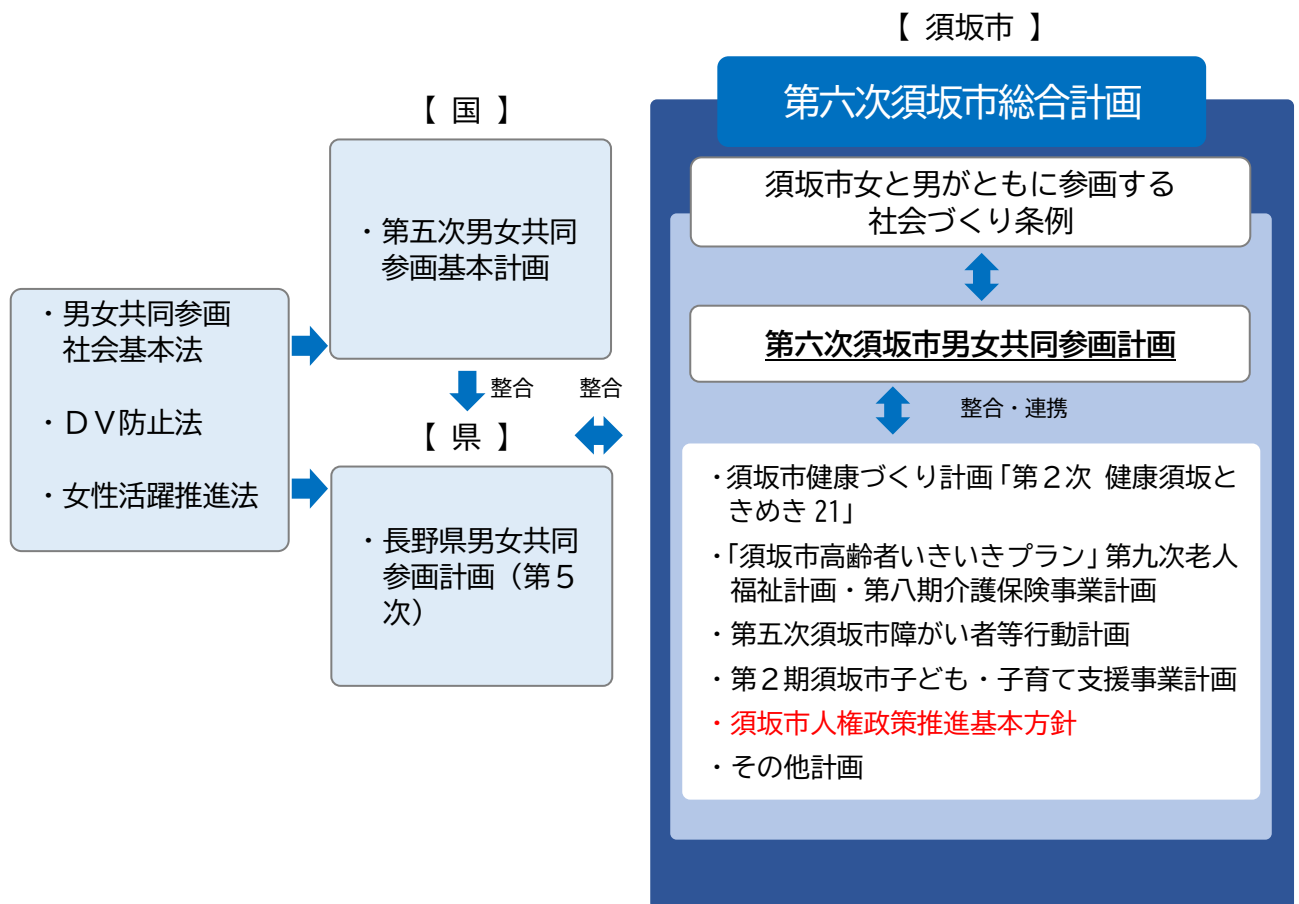
3 計画の位置づけ

男女共同参画社会を実現するために必要不可欠な次の二つの法律が制定され、この法律に基づく推進計画の策定が市町村の努力義務とされました。

この「第六次須坂市男女共同参画計画」の一部を、以下の法律に基づく推進計画として位置づけ、法律の趣旨に則った施策を推進します。

○本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づきます。

○本計画は「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づきます。



4 計画の期間

本計画は、令和5年度(2023 年度)から令和9年度(2027 年度)までの5年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

5 計画の策定体制

本計画は、本市在住の18歳以上の市民2,000人を対象に実施した「須坂市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」の結果等を踏まえて策定しています。

6 男女共同参画の推進における基本理念

須坂市の男女共同参画推進について、須坂市女と男がともに参画する社会づくり条例第3条において次の6つの基本理念を定めています。

- (1) 女と男が性別による差別的取扱いを受けないこと、女と男が個人として能力を発揮する機会が確保されること等女と男の人権が尊重されること。
- (2) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、女と男が互いの意思を尊重し、ともに健康な生活を営む権利が尊重されること。
- (3) 社会における制度又は慣行が性別により社会における自由な活動の選択を妨げることをしないよう配慮されること。
- (4) 女と男が、社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する女と男が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たすことと、職業生活における活動その他の活動を行うことができるようにすること。
- (6) 国際社会における取組と密接に関係していることから、国際社会の動向を踏まえながら推進されること。

第 2 章

計画の基本目標

1 基本目標

基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

誰もが、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、市民が性別に関わりなく多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成します。

また、すべての人が男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通して分かりやすい広報・啓発活動を行います。

基本目標 2 女性が活躍できる環境づくり【女性活躍推進】

女性が活躍することのできる男女共同参画社会の実現のため、男女がともに働きやすい環境整備を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備等に努めます。また、一人ひとりが個性と能力を発揮して働くことができるよう、男女差別をなくし、男女ともに安心して働くことが確保される環境づくりを進めます。

基本目標 3 安心して暮らせる地域づくり

重大な人権侵害である DV などの男女間のあらゆる暴力に対応するため、DV 等を許さない社会意識の醸成、相談体制の整備等を行い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、生涯を通して健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えるため、生涯に渡り男女の健康を支援していきます。

さらに、災害時においては、自ら避難することが困難な方に対して支援できる体制づくりや男女共同参画の視点に立った避難所運営等も進めていきます。

2 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[重点課題]

性別により制約されることがなく、男女が対等な立場であらゆる分野に参画し、責任を共に担う男女共同参画社会の実現を目指します

1 男女共同参画の意識づくり

- (1) 男女共同参画意識の向上と慣習の見直し
- (2) 学習の機会と情報提供の充実
- (3) 学校・保育園等における男女共同参画の意識を高める教育の推進

2 女性が活躍できる環境づくり 【女性活躍推進】

- (1) 審議会等委員の女性の参画促進
- (2) 女性の活躍推進
- (3) 子育て支援の充実
- (4) 地域活動への男女共同参画の拡大
- (5) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (6) 企業・団体における女性の活躍の推進
- (7) 農林業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進
- (8) 須坂市役所内の取組み

3 安心して暮らせる地域づくり

- (1) 互いに尊敬し支えあう人権尊重の意識づくり
- (2) 生涯を通じた健康づくり
- (3) 男女間のあらゆる暴力をなくす
【DV防止】
- (4) 高齢者が安心して暮らせる環境づくり
- (5) 防災における男女共同参画の推進
- (6) メディアにおける人権の尊重

第3章

計画の内容

1 男女共同参画の意識づくり

(1) 男女共同参画意識の向上と慣習の見直し

現状と課題

「男は仕事、女は家庭」等といった固定的な性別役割分担意識は、個人としての能力の発揮や、活動の選択を制限するもので、男女共同参画が進まない要因となっています。特に男性の意識改革は男性自身にとっても暮らしやすい社会の形成につながる点としても重要となります。

市民意識調査によると、男女の地位の平等感について、『教育では』で「平等になっている」の割合が62.0%と最も高くなっています。一方、他の分野では「やや男性が優遇されている」と「男性が優遇されている」を合わせた“男性優遇”の割合が4割半ば以上と高く、特に『政治や制度では』で67.6%、『社会通念・慣行・しきたりでは』で59.5%と高くなっており、依然として男女の地位で不平等感が存在しています。

一方、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、「賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた“賛成”の割合が23.5%、「どちらかといえば反対」と「反対」をあわせた“反対”の割合が59.0%と、平成29年度(2017年度)調査と比較すると、“賛成”の割合が5.2ポイント減少しており、固定的役割分担意識は解消傾向にあります。

また、地域での慣行、しきたりについて、すべての項目で「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」をあわせた“そう思わない”の割合が高く、平成29年度(2017年度)調査と比較すると、すべての項目で“そう思わない”の割合が増加しています。男女共同参画社会づくりを進めるための重要な取組みについて、「家庭や地域におけるしきたりや慣習を見直す」の割合が51.5%と最も高くなっています。

今後も、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、広報・啓発活動、講演会等を行い、男女共同参画を進めることは男性にとっても女性にとっても暮らしやすくなるという理解を深めていくことが必要です。また、地域や社会通念・しきたりなどについて引き続き地域全体で考え、必要に応じて見直すことが必要です。

具体的施策

取り組み内容	担当課
- 男女共同参画に関する市民意識調査や区・自治会に関する意識調査を実施・分析し、施策の現状と課題から男女共同参画計画を見直します。 - 各町で開催する男女共同参画地域学習会の実施を通じて、性別による固定的な役割分担意識の解消や、男女がともに地域活動に参画するまちづくりについて参加者と共に考えます。 - 男女共同参画いきいきフォーラムや輝く女（ひと）と男（ひと）セミナーを開催し、市民一人ひとりの男女共同参画意識を高めます。	人権同和・男女共同参画課

（２）学習の機会と情報提供の充実

現状と課題

男女共同参画に関する様々な取り組みが社会全体で進められているものの、依然として人々の意識が変わるまでには至っておらず、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が残っているとされています。

市民意識調査によると、男女共同参画に関する制度の認知度について、「知らない」の割合が『須坂市男女共同参画計画』で38.1%、『須坂市女と男がともに参画する社会づくり条例』で59.8%と、平成29年度(2017年度)調査と比較すると、ともに「知らない」の割合が増加しています。また、男女共同参画に関する用語の認知度について、『ジェンダー』『性的マイノリティ（LGBT）』で「知っていた」の割合が高く、『アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）』で「知らなかった」の割合が高くなっています。

それぞれの性別やライフステージに応じて、市民の幅広い年齢層に、身近でわかりやすく、男女共同参画の意義や必要性について理解を促し、実践につながる知識の習得や意識啓発を中心とした取り組みを行うことが必要です。

具体的施策

取り組み内容	担当課
・各種講座において、男女共同参画の課題について学習し、一人ひとりが考える機会とします。	生涯学習推進課
・各町や地域公民館、各種団体と連携して学習会や出前講座等を実施します。 ・啓発情報紙「いきいき通信」の発行をします。 ・市報・ホームページなどで講座の開催や意識啓発についての情報提供をします。 ・子育て中の男女が学習する機会を確保できるよう、各課と連携して、託児環境の整備を図ります。	人権同和・男女共同参画課

（３）学校・保育園等における男女共同参画の意識を高める教育の推進 —

現状と課題

次世代を担う子どもたちについては、人権を尊重する感性を育み、自他の人権を大切にしながら、一人ひとりが将来を見据えて自己を形成できる教育を充実することが求められます。

男女平等の価値観や意識は、幼少期からの生活や教育に影響され、その後の生育環境や他者との関わりなどから形づくられ固定化されることから、多様性を認め合い人権を尊重する意識の醸成や男女平等を培う教育の充実に取り組む必要があります。

具体的施策

取り組み内容	担当課
・男女分け隔てない学校生活と学校活動の推進をします。 ・市内４中学校にスクールカウンセラーを１名ずつ配置し、生徒や保護者の相談に対応します。	学校教育課
・保育園等において、乳幼児期から自分らしさを大切にし、友達を大切にした保育を推進します。	子ども課

2 女性が活躍できる環境づくり【女性活躍推進】

(1) 審議会等委員の女性の参画促進

現状と課題

政治・行政分野において女性の参画が進むことは、多様な価値観や発想を政策に取り入れ実現することにつながるものであり、社会全体に与える影響が大きいことから、重要な喫緊の課題と言えます。

本市の審議会等委員に占める女性の割合が令和3年(2021年)4月1日現在で 35.9%と長野県内の 19 市中2番目となっています。

また、本市の市議会における女性議員の割合は令和3年(2021年)4月1日現在で 10.0%と長野県内の 19 市中 16 番目となっています。

市民意識調査によると、女性が、区及びPTA等の役員や市の政策決定に関わる審議会への参画を進めていくために重要なことについて、「適任であれば男女は問わない、という雰囲気をつくる」の割合が 82.1%と最も高く、次いで「家事・育児・介護などについて、女性の負担を減らす」の割合が 48.8%、「役員の選出方法や仕組みを変える」の割合が 34.2%となっています。

男女双方がバランスよく意思決定過程に参画できるような仕組みづくりを、一層促進することが必要です。

具体的施策

取り組み内容	担当課
- 女性委員がいない審議会等をなくすことをめざすと共に、女性参画を増やすよう各課と連携し、推進します。 - 各種団体や講座受講者等へ、委員として参画する意識の啓発をおこないます。	人権同和・男女共同参画課
公募委員について、幅広く市民の参加を促すとともに、女性委員の参画を促進します。	総務課

(2) 女性の活躍推進

現状と課題

女性に対する就労支援とともに、多様な働き方の一つとして起業支援を進めていくことも必要です。社会経済情勢が著しく変化する中、その変化に柔軟かつ創造的に対応できる意欲ある起業家や商店等の自営業者は、地域社会の活力を生み出します。

市民意識調査によると、職業生活における女性の活躍を推進する上で必要な取組みについて、「男性の意識改革(家事・育児・介護を男女が共に担う意識)」の割合が46.6%と最も高く、次いで「女性の就業継続に関する支援」の割合が36.7%、「公正・透明な人事管理制度、評価制度の構築」の割合が26.3%となっています。

女性のキャリア形成を支援することや、継続就労に役立つ子育て支援施策や働く上で必要な労働法等の情報提供を行うことはとても重要です。また就労に向けての情報・知識や働き方について考える機会の提供を行うことが必要です。

具体的施策

取り組み内容	担当課
・女性が積極的に社会参加するための講座を開催し、さまざまな分野へチャレンジする女性を支援します。	生涯学習推進課 人権同和・男女共同参画課
・須坂ファミリーフェスティバルの開催を支援し、地域において活躍する女性や団体・サークルなどの情報を収集し、各組織間で連携がとれるよう推進します。 また、ママが得意とする分野の発表の場を提供します。	人権同和・男女共同参画課
・就労希望者について就業支援センターにおいて就労相談を実施します。	産業連携開発課
・子育て就労総合支援センターを拠点に、子育て世代を中心とした子育て支援と就労支援を行います。	子ども課 産業連携開発課
・創業を検討する女性を支援します。	産業連携開発課 商業観光課

(3) 子育て支援の充実

現状と課題

女性は正規労働に就きにくく、このことが貧困に陥りやすい背景の一つとなっています。

市民意識調査によると、男女共同参画社会づくりを進めるための重要な取組みについて、「仕事と育児や介護を両立させるための支援策を充実する」の割合が50.8%となっています。

ひとり親家庭に対する子育て支援や就業支援等、それぞれの家庭の状況に対応した支援が必要です。特に、経済的に不安定なひとり親家庭に対し、安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するための取組みの充実を図るとともに、家庭の経済状況によって子どもの教育に格差が生じないよう、世代間の貧困の連鎖を断ち切るための取組みが必要です。

①子育て環境の整備

具体的施策

取り組み内容	担当課
・子育てに必要な支援について、子育てガイドブック・ホームページ・メールマガジン等で情報提供します。 ・市内保育園全園と認定こども園で0歳児保育を実施し、子育て家庭を支援します。 ・安心して仕事も子育てもできるよう、延長保育、休日保育、一時的保育、病児・病後児保育等の充実に取り組みます。 ・子育ての負担感や孤立化を取り除くために、子育て支援センター事業を充実します。	子ども課
・保育園等での子育てセミナーにおいて、仕事と家庭の両立について、保護者の意識啓発をおこないます。	子ども課 人権同和・男女共同参画課
・マタニティセミナー等、子育てに関するセミナーを開催します。 ・子育て世代包括支援センター妊娠・子育てなんでも相談「おひさま」を設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまな悩み等に円滑に対応し、安心・安全な出産・育児を支援します。	健康づくり課 子ども課

②ひとり親家庭等への支援

具体的施策

取り組み内容	担当課
・長野県作成の「母子父子寡婦福祉のしおり」の配布等、支援に関する情報提供をします。 ・生活相談を実施し、自立支援をします。	福祉課
・保育料の軽減措置や児童手当・児童扶養手当制度を周知し、支援に関する情報提供をします。 ・子育て短期支援事業の負担費用を軽減します。	子ども課

(4) 地域活動への男女共同参画の拡大

現状と課題

男女共同参画社会のまちづくりには、社会の基礎的単位である家庭をはじめ、最も身近な社会集団である地域が重要な役割を果たします。

本市の自治会長（区長）に占める女性の割合が令和3年(2021 年) 4月1日現在で0.0%となっています。

本市の公立小・中学校のPTA会長に占める女性の割合が令和3年(2021 年) 4月1日現在で13.3%と長野県内の19 市中7 番目となっています。

地域活動等への参画には、男女を問わず、仕事とのバランスのほか、参加へのきっかけづくりが重要となります。性別や世代に関係なく、男女がともに地域活動を担う必要性について啓発するとともに、地域活動に誰もが参加しやすくなるよう検討していくことが必要です。

具体的施策

取り組み内容	担当課
・区長会等で、区・自治会の役員への女性の参画について啓発をおこないます。	市民課 人権同和・男女共同参画課
・男女共同参画地域学習会やいきいきフォーラムをとおり、男女がともに地域活動に参画できるよう啓発をおこないます。	人権同和・男女共同参画課

(5) ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

ワーク・ライフ・バランスの取り組みが進むと、企業にとっても、優秀な人材の確保・定着、労働者の意欲の向上、仕事の見直しと効率化、企業のイメージアップや社会的評価の向上等、様々なメリットが考えられます。

市民意識調査によると、男性と女性がともに仕事と家庭生活を両立させていけるような環境をつくるために必要なことについて、「育児・介護休業制度の利用促進や短時間勤務制度など、働きやすい職場環境を整える」の割合が52.5%と最も高く、次いで「夫婦や家族間での協力」の割合が42.9%、「賃金・昇進などの男女平等な扱い」の割合が35.4%となっています。

性別等を理由に、組織内で本来の能力・資質・成果が正当に評価されず、管理職への登用や昇進等を阻まれる状態（ガラスシーリング：見えないガラスの天井）の問題が社会全体で指摘されており、女性活躍の障壁を取りのぞく取り組みが必要です。

長時間労働は、疲労や心身の不調をもたらす健康面でも影響を及ぼすと言われているほか、メンタルヘルス面での不調の原因にもなることがあります。働く人の健康を支える上でも、長時間労働の解消など「働き方の見直し」を進める必要があります。

具体的施策

取り組み内容	担当課
・市内事業所へ、国や県等関係機関と連携し、法・制度等について、情報提供や啓発をおこないます。 ・市内事業所に研修等の情報提供をします。	産業連携開発課
・働きやすい職場環境づくりを推進するため、市内事業所や関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進研修会を開催します。	産業連携開発課 人権同和教育課 人権同和・男女共同参画課

（６）企業・団体における女性の活躍の推進

現状と課題

男性優位の企業や地域組織団体の運営や、性差別等の意識をなくし、男女がともに積極性をもって社会で活躍することができる社会が求められています。

しかし、市民意識調査によると、男女の地位が平等になっているかについて、職場や地域では、「やや男性が優遇されている」、「男性が優遇されている」の割合が高くなっています。

企業や地域で活動する団体に対しては、これまでの慣行を見直し、意思決定過程への女性の参画の促進に努めるよう意識付けや情報提供を行っていくことが必要です。

具体的施策

取り組み内容	担当課
・企業・団体等への情報提供や啓発を行います。	産業連携開発課
・須坂市子育て就労支援協議会を設置し、子育て世代の育児及び就労を支援します。	子ども課 産業連携開発課

（７）農林業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

現状と課題

自営の農林業、商工業に従事する女性は、経営や生産の実質的な担い手として重要な役割を果たしていますが、女性が果たしている役割が十分認識・評価されていない状況もあります。

本市の農業委員に占める女性の割合が令和３年(2021 年)４月１日現在で 21.4%と長野県内の 19 市中２番目となっています。

家族経営も多く、経営や生産が生活と密接につながっていることから、「家族経営協定」の締結など、さらに継続して取組みを進めることが必要です。

具体的施策

取り組み内容	担当課
- 複数の女性農業委員の選出に努めます。 - 農業労働の一定のルールをつくる家族経営協定の締結を促進します。	農林課 農業委員会
農林業、商工業における自営業者等への意識啓発をおこないます。	人権 同和・男女共同参画課 産業連携開発課 商業観光課 農林課

（８）須坂市役所内の取組み

現状と課題

平成 28 年（2016 年）3月に女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定しました。

令和2年度(2020 年度)では、男性の育児休業取得率が 0%、配偶者が出産する場合の特別休暇（2日間）及び育児参加のための特別休暇（5日間）を合計5日以上取得する男性職員の取得率が37.5%、平均超過勤務時間が 109 時間と平均超過勤務時間のみ目標を達成しています。

本市の市職員（管理職：課長相当職以上）に占める女性の割合が令和3年(2021 年) 4月1日現在で 8.7%と長野県内の 19 市中 13 番目となっています。

今後も、他の事業所の模範になるよう、職員の職業生活と家庭生活の両立ができるよう、働きやすい職場環境整備を図ることが必要です。

具体的施策

取組み内容	担当課
• 育児・介護休業制度は国に準じて制度改正をおこない、周知と取得しやすい職場環境づくりを推進します。 • 働き方の見直しに合わせ、時間外勤務縮減の方策を推進します。 • 「須坂市特定事業主行動計画」に基づき、仕事と育児・介護の両立の推進を図ります。 • 適材適所を基本に、女性の人材育成や管理職への登用を推進します。 • 人権尊重の組織風土づくり、ハラスメント防止に関する学習会を開催します。	総務課

3 安心して暮らせる地域づくり

(1) 互いに尊敬し支えあう人権尊重の意識づくり

現状と課題

本市では社会情勢の変化に応じたさまざまな人権課題の解決に取り組むため、平成 26 年(2014 年)3 月に「須崎市人権政策基本方針」を策定し、すべての人が人間として尊重され、心豊かな生活を送ることができる明るく住みよい社会の実現をめざしています。

グローバル化の更なる進展の中で、SDGs 等の持続可能な社会を構築する上でも、ダイバーシティや性的マイノリティについて市民が深く理解し、様々な社会の場において展開していく必要があります。

具体的施策

取り組み内容	担当課
・町別人権問題学習会・人権教育講座・部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会の開催を支援し、さまざまな人権課題についての学習を推進します。	人権同和教育課 生涯学習推進課
・町別人権問題学習会では、さまざまな人権問題を通して、多様性への理解を深める学習会の開催を推進します。	人権同和教育課 生涯学習推進課 人権同和・男女共同参画課

（２）生涯を通じた健康づくり

現状と課題

女性は妊娠・出産期、また、男女がともに経験する思春期、子育て期、更年期、高齢期といったライフステージごとに、それぞれ健康上の課題があります。

市民意識調査によると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による暮らし方等への影響について、「健康面の不安が増えた」の割合が64.3%と最も高くなっています。

男女が互いの性差に応じた心身の健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり支援するための取り組みや、男女の性差に応じた健康を支援するための取り組みを推進していくことが必要です。

人生100年時代を見据え、健康寿命の延伸が課題となっており、市民のヘルスリテラシー（健康について最低限知っておくべき知識）の向上を図り、一人ひとりが健康づくりに関心を持ち、取り組めるよう支援することが必要です。

具体的施策

取り組み内容	担当課
- 健康増進事業や各種健診体制を充実します。 - 女性の健康に関する相談をおこないます。 - 喫煙、飲酒防止に関する正しい知識の普及啓発を行います。 - 思春期を対象に健康づくりに必要な知識の普及を推進します。	健康づくり課
年代に応じた命や性に関する学習を充実させ正しい知識の普及を行います。また、必要時に相談できるよう相談先の周知を行います。	学校教育課 健康づくり課
高齢者の介護予防事業を推進します。	高齢者福祉課 (地域包括支援センター含む)

(3) 男女間のあらゆる暴力をなくす【DV防止】

現状と課題

市民意識調査によると、「自分の言うことを聞かない、相手のすることが気に入らないなどと言って、蹴ったり、殴ったりすること」、「自分の許可を得なければ外出してはいけないなどと行動を制約したり、怒鳴ったり、ののしったりすること」、「相手が嫌がるのに性行為を強要したり、見たくないのにポルノビデオを見せたりすること」について、「配偶者や交際相手でも許されない」の割合が9割以上と高くなっています。

配偶者や恋人など身近な人から暴力を受けた場合の相談相手について、「家族や親せきに相談する」の割合が45.7%と最も高く、次いで「警察に連絡・相談する」の割合が40.5%、「友人・知人に相談する」の割合が37.8%となっています。一方、「どこ(だれ)にも相談しない」の割合が3.7%、「わからない」の割合が9.1%となっています。

DVは放っておくと被害が深刻になっていきますので、早期発見が大切です。被害を軽減するには、被害者自身のDVに対する認識を深めることが重要であり、教育や啓発の充実を図ることが必要です。

相談機関の周知や情報提供の充実を図るとともに関係機関が有機的に連携し、安心して相談できる体制づくりを進めることが必要です。さらに、被害からの心身の回復のための取り組みの推進と的確な対応、加えて、関係機関が連携して被害者の救済や自立支援に、きめ細かく対応することが必要です。

①女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

具体的施策

取り組み内容	担当課
・須崎市虐待被害者等支援対策連絡協議会において、情報の共有化を図り、被害防止、被害者の支援に努めます。	子ども課 福祉課 高齢者福祉課 (地域包括支援センター含む) 人権同和・男女共同参画課
・民生児童委員に対する研修会を開催します。	福祉課
・DVの予防や地域の理解を深める学習を推進します。	人権同和・男女共同参画課
・人権交流講座の開催と啓発をおこないます。	人権同和・男女共同参画課

②相談と支援体制の充実

具体的施策

取り組み内容	担当課
・女性相談員を配置し、男女に関するさまざまな相談が受けやすい体制づくり・相談窓口の周知を図ります。	人権同和・男女共同参画課
・保健福祉事務所、女性相談センター、警察等との連携し、DV被害者の安全を第一に相談対応に努めます。	福祉課 人権同和・男女共同参画課
・関係機関と連携し、相談内容に応じた自立支援をおこないます。	福祉課
・相談活動事業をおこないます。	人権同和・男女共同参画課 高齢者福祉課 (地域包括支援センター含む)

(4) 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

現状と課題

急速に進む高齢化の中で、高齢者の健康増進や生きがい活動、介護予防、生活の支援をはじめ、寝たきりや認知症予防事業等の更なる充実が求められています。

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせることをめざし、地域住民や関係する団体などが連携して支援する体制を強化するとともに、地域の認知症に対する正しい理解と支援を推進することが必要です。

具体的施策

取り組み内容	担当課
・市報や出前講座等で介護保険制度を周知します。 ・男女共に介護に関心を持ち、介護方法や各種保健福祉サービス等について知識・技術習得ができる場をつくれます。 ・認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識を学び、適切な対応ができることを目的に、認知症高齢者や家族を見守り支援する認知症サポーターを養成していきます。	高齢者福祉課 (地域包括支援センター含む)

(5) 防災における男女共同参画の推進

現状と課題

大規模災害時では、様々な場面において男女共同参画の視点が不十分な事例が報告されており、被災時の避難所における男女のニーズの違いなど、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進することが求められています。

本市の防災会議に占める女性の割合が令和3年(2021 年)4月1日現在で 17.1%と長野県内の 19 市中4番目となっています。

本市の消防団員に占める女性の割合が令和2年(2020 年)4月1日現在で 3.7%と長野県内の 19 市中7番目となっています。

男女がともに自らの地域の防災を担う、備える活動への参画意欲を高揚させるために、誰もが参加できるきっかけづくり、参加しやすい活動等を検討していくことが必要です。平常時から男女共同参画の視点からも避難所をはじめとした非常時の体制を考え、大規模災害に備えるため、自主防災組織や防災における意思決定の場への女性の参画拡大が求められています。

具体的施策

取り組み内容	担当課
・防災訓練等により、災害時の身を守る安全な行動、避難所での男女のニーズの違いに対する配慮等への理解を深め、知識の普及を図ります。 ・女性や要配慮者の視点に配慮した避難所施設・運営体制を整備します。	総務課
・学習会等により、防災活動への女性の参画や避難所での男女のニーズの違いに対する配慮等への理解を深めるよう啓発をおこないます。	人権同和・男女共同参画課
・女性消防団員の活動状況について広報等をおこない、消防団への入団促進を図ります。 ・女性消防吏員の拡充促進を図ります。	消防本部

(6) メディアにおける人権の尊重

現状と課題

スマートフォンやタブレットなどの情報端末の普及は日々進化し、所有状況も低年齢化しており、必要な情報をいつでもどこでも入手することができるようになっていきます。

それら多くの情報に惑わされず、正しい判別・判断ができるようメディア・リテラシー※の向上が重要となっています。

男女共同参画の視点からも、メディア・リテラシーの向上が課題となることは、未だにドラマ、テレビコマーシャル、新聞、雑誌等の中で、「男性は仕事、女性は家事や育児」等といった固定的な性別役割分担を連想させる描写や性の商品化（その性的側面のみを強調し、性的対象物として扱う行為）が発信されることがあるためです。

メディアの中で描かれる男性像・女性像を鵜呑みにすることなく、主体的に判断できるよう、メディア・リテラシーを身に付けることが大切です。子どもの頃からリテラシー能力を養えるよう、周りの大人の意識を高めることも必要です。

具体的施策

取り組み内容	担当課
・メディア・リテラシーに関する情報についての研修会開催等により普及を図ります。	人権同和・男女共同参画課
・情報モラル教育を推進し、正しい情報を選択活用する基礎的能力の育成と、情報処理端末の正しい活用の理解促進を図ります。	学校教育課

第六次須坂市男女共同参画計画の策定に係る今後のスケジュールについて

◆ 今後のスケジュール

- (1) 第2回男女共同参画推進委員会（12月20日）

第3回男女共同参画推進庁内連絡会の開催（令和5年1月）

協議内容 ・ 第六次須坂市男女共同参画計画（案）について

- (2) 第六次須坂市男女共同参画計画（案）のパブリックコメントの実施

時 期 令和5年1月5日（木）～1月27日（金）

- (3) 第3回男女共同参画推進委員会の開催

時 期 2月

内 容 第六次須坂市男女共同参画計画の策定について